

外部機関による参考資料

大阪府国民健康保険団体連合会

- ・苦情から見えてくるサービスの質の改善 ······ 139
- ・Oh! Shien (インターネット情報公開支援サービス) ······ 140

大阪法務局

- ・みんなの人権110番への情報提供 ······ 141~142

大阪労働局

- ・介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント ······ 143~152
- ・大阪府の最低賃金 ······ 153
- ・社会福祉施設の労働災害対策 ······ 154
- ・職場における新型コロナウイルス感染症対策 ······ 155~156

「苦情から見えてくるサービスの質の改善について」

大阪府国民健康保険団体連合会

◎苦情に繋がらないために

(「サービスの提供の記録」に関して、日ごろの苦情相談業務を通して見えてきたこと)

- サービスの提供の記録には、全て意味があります。



それでは、サービス提供の記録は、何のためのものでしょうか



例をご覧ください。

(例)◆通所介護サービス

- ・家族から「利用者は、足の運びが悪いため、入浴時は、特に声かけや見守りに気をつけてほしい。」と要望を聞いていた。

後日、利用者は、入浴中に足を滑らせて転倒した。

- ・家族から、説明を求められた時に、

サービスを提供した記録がない場合

- ・職員が利用者に、どのように声かけや見守りをされていたか分からない
- ・見守りをしていた利用者の入浴の様子や転倒した状況(いつ、どこで、何がきっかけで)が分からない
- ・利用者の転倒後の状態が分からないなど

(対応)

- ・記憶で家族へ説明をすることになり、職員によってまちまちな対応となる。

(結果)

- ・家族に不信感を抱かせ、苦情に繋がる。

●記録は、利用者に関わる情報伝達を統一するためです。口頭による伝達では、個人の記憶に残るだけで、関わる人たちで共有する情報にくいちがいが起きたり、忘れたりということがあります。

(例)のようにならないためにも、サービスの提供の記録が必要です。以下の運営基準を遵守してください。

(参考)

平成31年度国保連合会苦情相談・苦情申立件数

苦情相談	288 件
苦情申立	3件
計	291 件

苦情相談:電話や来会等で助言や情報提供等を行ったもの。

苦情申立:苦情申立書を受けたもの。

・「運営基準」厚生省令第37号「通所介護」参照

<サービスの提供の記録について>

第19条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

● 「Oh!Shienについて」

【Oh!Shienってなに?】

Oh!Shien(インターネット情報公開支援サービス)は無償で使用できる大阪国保連の独自サービスです。導入することにより、便利な機能が使えます！

【メリット①】請求情報等の確認や通知書の閲覧・再取得が可能！】(過去2年間受付分)

- 個人ごとの支払額がわかるのはOh!Shienだけ！
- 手続き不要で処遇改善加算のお知らせ一覧・支払額決定通知書等の閲覧・再取得ができます！

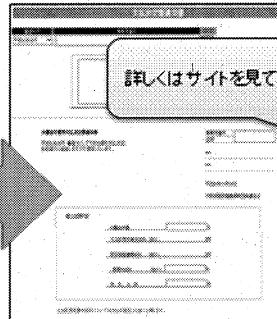
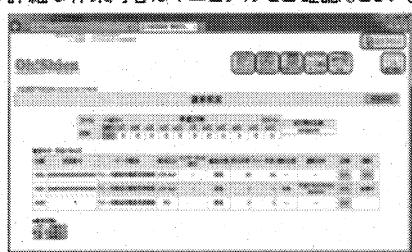
【メリット②】請求の差替が可能！】

インターネット請求を行っている事業所又は代理人のみ審査結果を確認し、必要に応じて請求情報の差替可能！

※利用に必要なID・パスワード(A4横白色)については、国保連から全事業所へ郵送しております。

【活用例(通知書再取得)】

※詳細な作業内容はマニュアルをご確認ください。



「Oh!Shien」って
便利だね！

※その他にも機能は盛りたくさん！(詳細は以下サイトを確認)

【掲載場所】大阪府国保連トップページ → 介護保険事業所等の皆様 → 磁気及び電子請求関連

● 「介護給付費等請求に係るエラーコード対応マニュアルについて」

本会が通知している「請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表」において特に件数の多いエラーの説明と対応方法を取りまとめたマニュアルを、本会ホームページに掲載しておりますので、併せてご活用ください。

【取得方法及びマニュアル例】

介護保険事業所等の皆様 → 審査関連(エラーコード表等) → 介護給付費等請求に係るエラーコード対応マニュアル

大阪府国民健康保険団体連合会

The screenshot shows the main menu of the大阪府国保連 website. A callout box highlights the 'Error Code Table' link under the 'Review Related' section. Another callout box points to the 'Error Code Table' link under the 'Request Information' section. At the bottom, a large arrow points to a box containing the text: 'Inquiry about the error code table for care fee claim requests'.

【NO.30】ADD2 一次・保険者台帳及び広域連合行政区台帳に該当する保険者等の情報が存在しません。 具体例】請求を行った保険者番号が誤っていた場合

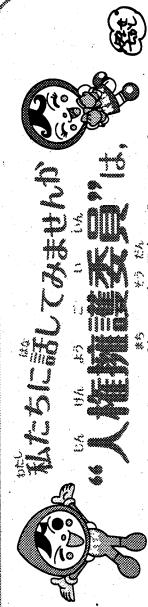
This screenshot shows the 'Error Code Table' for大阪府国保連. Entry NO.30 is highlighted, which corresponds to the message above. The table includes columns for 'Error Code', 'Reason', and 'Example'. The example for NO.30 states: 'The insurance provider number entered in the request was incorrect. The insurance provider number registered in the insurance provider register or the regional alliance administrative area register does not exist.'

保険者番号
該当なし

【原因】
保険者番号を誤って入力(記入)したため。(介護保険の保険者として登録のない保険者番号)
【対応方法】
保険者番号を確認し、修正のうえ再請求してください。

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課

TEL : 06-6949-5446 FAX : 06-6949-5417



私たちに話してみませんか

“人権擁護委員”は、

あなたのお手元に
人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、活動する民間の方々です。

1 どんな人？

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。
人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

2 どんな制度？

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

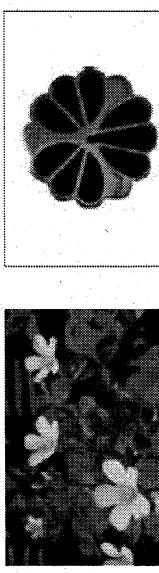
人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動をしています。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一緒につなげて、人権を守る制度なのです。

3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這つて広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



●人権相談はこちらへ

- 差別を受けた ●暴行・虐待を受けた
- セクハラ・パワハラを受けた
- はじめ・虐待を受けた
- 名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなど

今抱かる

ひとりで悩まず
ひざに相談を



**みんなの
人権 110番** **0570-003-110**

この電話はおかげになれた場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

**子どもの
人権 110番** **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)

**女性の
ホットライン** **0570-070-810**

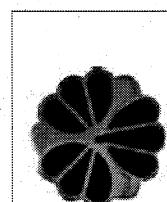
女性の人生についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
●受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
●一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

インターネットでご相談を受けています

SOS-メール <https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、御利用できない場合があります。

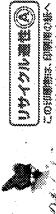
秘密は守ります。
相談は無料です。
気軽にご相談ください。



さあ

かたばみ

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会



さあ

かたばみ

訪問介護に 従事している皆

こんなことを感じたり、
見たり聞いたりしたことありますか？

皆様の訪問先の家庭などで、高齢者や障害者に対するいじめ、いやがらせ、虐待などの問題が起きているのでは…と思うことはありませんか？

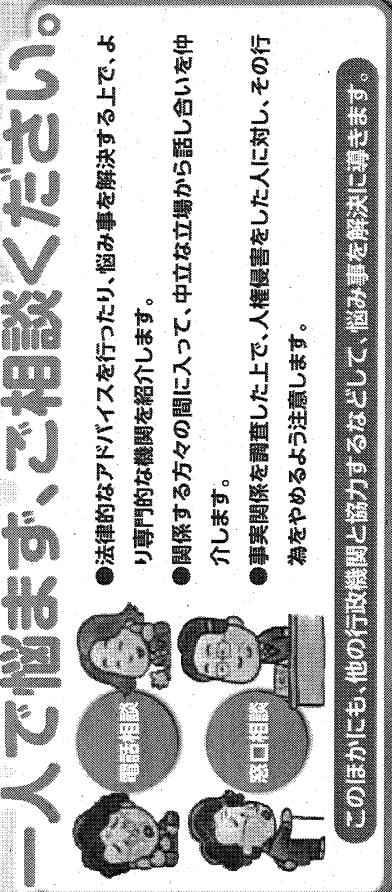
私たち法務省の人権擁護機関は、一人一人の権利が尊重され、高齢者や障害者の方々が毎日安心して暮らすことができよう、様々な人権擁護活動に取り組んでいます。

皆様が訪問介護中に、いやがらせ、虐待などが疑われる事案を見たり聞いたりしたら、みんなの人の権110番(裏面)まで情報をお寄せください。

法務局職員や人権擁護委員が、事案に応じた迅速・柔軟な方法で、関係する方々と話し合いながら解決に導きます。

*人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱した民間の人たちで、約14,000名が全国の市町村に配置されています。

人権イメージキャラクター
人 KEN あゆみちゃん



心理的虐待 (言葉の暴力など)

介護・監護の 放棄・放任

経済的虐待 (金銭の無断使用など)

身体的虐待 (殴る・蹴るなど)

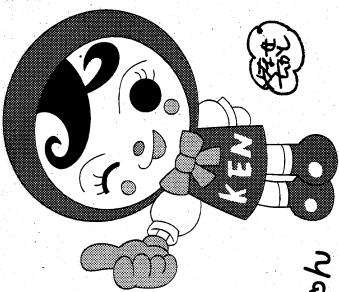
一人で悩まず、ご相談ください。

- 法律的なアドバイスを行ったり、悩み事を解決する上で、より専門的な機関を紹介します。
- 関係する方々の間にあって、中立な立場から話し合いを仲介します。
- 事実関係を調査した上で、人権侵害をした人に対し、その行為をやめるよう注意します。



人権イメージキャラクター
人 KEN まちる君

あなたの行動が笑顔をつくります。
あなたからのご相談をお待ちしております。



介護労働者の労働条件の 確保・改善のパンフレット

はじめに

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したもののです。

介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様に、このパンフレットをご活用いただき、介護労働者の労働条件の確保・改善に取り組んでいただきますようお願いします。

このパンフレットは、介護労働者の労働条件の確保・改善に関する主要なポイントをわかりやすく解説したもののです。

介護労働者を使用される事業者の方々を始めとして介護事業に携わる皆様に、このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

このパンフレットの対象

このパンフレットでいう「介護労働者」とは、専ら介護関係業務に従事するすべての労働者を指します。したがって、老人福祉・介護事業のほか、それ以外の障害者福祉事業、児童福祉事業等において介護関係業務に従事する者も含みます。

また、これら介護労働者を使用する事業場におかれでは、介護労働者以外の労働者につきましても、同様に労働条件の確保・改善を図っていただくようお願いします。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

(1) 労働条件の明示について

① 労働条件は書面で明示しましょう

労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければなりません。（労働者が希望した場合には、(1)ファクシミリの送信、(2)電子メール等、できるものに限ります。）により明示することができます。）

明示すべき労働条件の内容

- ・労働契約の期間（期間の定めの有無、定めがある場合はその期間）
- ・更新の基準（Point 2参照）
- ・就業の場所・從事する業務の内容
- ・労働時間に関する事項（就業・経営的制限、労働時間外労働の有無、休憩・休日・休暇等）
- ・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の総切・支払の時期に関する事項
- ・退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

労働日（労働すべき日）や賃金・賞与・福利厚生など不記載（第4条第1項～3項が月ごとに特定される場合の明示方法）

- 1) 勤務表により特定される労働条件
- ① 就業の場所及び從事すべき業務
- ② 労働日並びにその始業及び終業の時刻
- ③ 休憩時間

6か月契約、1年契約などの期間のある契約（有期労働契約）を結ぶ場合には、契約更新の都度、労働条件の明示（書面の交付）が必要です。

- ・上記以外の場面においても、労働契約の内容について、できる限り書面で確認しましょう。（労働契約法 第4条第2項）
- ・パートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月施行（中小企業は令和3年4月から適用））については、パート・有期労働ポータルサイト（<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）を確認してください。

② 契約の更新に関する事項も明示しましょう

労働者と有期労働契約を締結する場合には、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」についても書面の交付によって明示しなければなりません。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 更新の有無の明示 | (2) 更新の基準の明示 |
| （具体的な点） | （具体的な点） |
| ・更新目的に更新する場合あり得る
・更新の場合はしない
など | ・契約の更新が認められないことによる最高齢で確立した判例上のルールが法
律に規定されました。
③ 不合理的労働条件の差し止め・無効認定の判断条件を相違
させることは禁止されています。 |

※ 有期労働契約の更新をしないことが明かな場合は、更新の基準の明示義務はありません。

- ・有期労働契約について、3つのルールがあります。（労働契約法）
 - ① 有期労働契約の転換・有期労働契約が複数返されると更新されると判断する、労働者の能力により判断する
 - ② 労働者の勤務実績、態度により判断する、労働者の能力により判断する
 - ③ 「雇止め法」の法定化……一定の場合には、使用者による雇止めが認められないこととなる最高齢で確立した判例上のルールが法律に規定されました。
 - ④ 不合理的労働条件の差し止め・無効認定の判断条件を相違させることは禁止されています。

(2) 就業規則について

Point ① 就業規則を作成し、届け出ましょう

常時 10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。

また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。

[10人以上の労働者には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。]

○ 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者

○ 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

定めた場合に規定すべき事項

○ 全労働者に共通の就業規則を作成する

○ 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

就業規則に規定すべき事項

必ず規定すべき事項

・退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる賃金・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制限等に関する事項

・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の透明度、昇給

・に関する事項

・退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。

また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

使用者が、就業規則を変更する場合には、次のことが必要です。（労働契約法第10項）

① その変更が次の事情などに照らして合理的であること。

② 労働者の受け取る不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況

③ 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

○ 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること

○ 書面を労働者に交付すること

○ 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること

○ 労働者からの請求があった場合には、就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

(3) 労働時間について

Point ② 労働時間を適正に把握しましょう

常時 10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。

また、就業規則を変更した場合にも、労働基準監督署長に届け出してください。

[10人以上の労働者には、介護労働者はもちろん、次の労働者の方も含まれます。]

○ 事務職員、管理栄養士等、介護労働者以外の労働者

○ 短時間労働者、有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者

定めた場合に規定すべき事項

○ 全労働者に共通の就業規則を作成する

○ 正社員用の就業規則とパートタイム労働者用の就業規則を作成するなどにより、すべての労働者についての就業規則を作成してください。

就業規則に規定すべき事項

必ず規定すべき事項

・退職手当、臨時の賃金等、労働者に負担させる賃金・作業用品、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰・制限等に関する事項

・賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の透明度、昇給

・に関する事項

・退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

就業規則の内容は、法令等に反してはなりません。

また、就業規則を作成しているのに、その内容が実際の就労実態と合致していない例がみられます。このような状況にあっては、労働条件が不明確になり、労働条件をめぐるトラブルにもつながりかねません。労働者の就労実態に即した内容の就業規則を作成してください。

使用者が、就業規則を変更する場合には、次のことが必要です。（労働契約法第10項）

① その変更が次の事情などに照らして合理的であること。

② 労働者の受け取る不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況

③ 労働者に変更後の就業規則を周知させること。

作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

○ 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること

○ 書面を労働者に交付すること

○ 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること

○ 労働者からの請求があった場合には、就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

Point ③ 就業時間の適正な取扱いを徹底しましよう

労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間といい、介護サービスを提供している時間に限りません。

特に、次のような時間について、労働時間として取り扱っていない例がみられますが、労働時間として適正に把握、管理する必要がありますので留意してください。

○ 交替制勤務における引継ぎ時間

○ 業務報告書等の作成時間

○ 利用者のサービスに係る打ち合わせ、会議等の時間

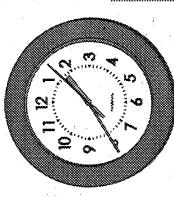
○ 使用者の指揮命令に基づく施設行事等の時間とその準備時間

○ 研修時間

※ 訪問介護労働者特有の移動時間等については、
II Point 3 (P.14) 参照

研修時間については、使用者の明示的な指示に基づいて行われる場合は、労働時間に該当します。

また、使用者の明示的な指示がない場合であっても、研修を受講しないことがあります。研修内容と業務との関連性が強く、それに本人の業務に具体的に支障が生じるときや、研修の強制があるときなどは、労働時間に該当します。



Point 1 による労働時間の判断を適正に行い、

Point 2 によりこれらを適正に把握してください。

Point ② 労働時間を適正に把握しましょう

労働基準法第32条 労働時間の適正化措置のために使用者が講ずべき措置について

「労働時間の適正化措置のためのガイドライン」(平成29年1月20日付け基準第102号3号)の主な内容

・「労働時間の適正化措置のためのガイドライン」に基づき措置に基づく措置を適正に労働時間を把握してください。

始業・終業時刻の確認・記録に当たっては、原則として

① 使用者が、自ら現器して、
② タイムカード等の客観的な記録を基礎として、確認・記録すること

自己申告制によりこれをを行わざるを得ない場合には、

① 適正な自己申告等について労働者に十分説明する、
② 自己申告と実際の労働時間とが合致しているか必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること 等

Point ③ 就業規則を労働者に周知しましょう

労働基準法第106条

就業規則を労働者に周知するため、労働者の労働時間・終業時刻を確認し、これを記録すること

作成した就業規則は、以下の方法により労働者に周知しなければなりません。

○ 常時事業場内の各作業場に掲示し、又は備え付けること

○ 書面を労働者に交付すること

○ 電子的データとして記録し、かつ、各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できるパソコン等の機器を設置すること

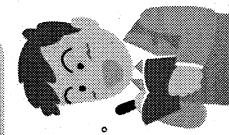
○ 労働者からの請求があった場合には、就業規則を見せるなど、就業規則を労働者が必要なときに容易に確認できない方法では、「周知」になりませんので注意してください。

(4) 休憩・休日にについて

Point 3 変形労働時間制等は正しく運用しましょう

◆ 労働基準法第32条の2、第32条の4ほか

- 1年単位の変形労働時間制※1を採用する場合には
 - 労使協定を適切に締結し、労働基準監督署長に届け出ましょう。※2
 - また、就業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
- ※1 1年内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
- ※2 対象期間ごとに労使協定の締結、届出が必要です。



- 1か月単位の変形労働時間制※3を採用する場合には
 - 労使協定※4、前業規則等により、適切に枠組みを定めましょう。
 - 各日の労務割合は、変形期間の開始前までに具体的に特定してください。

- ※3 1か月以内の期間を平均して週40時間を達成する方法です。
- ※4 この労使協定は労働基準監督署長への届出が必要です。

その他の労働時間制度を採用する場合にも、法定の要件に基づき正しく運用してください。

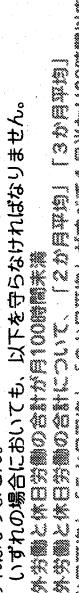
Point 4 36協定を締結・届け出しましょう

◆ 労働基準法第36条

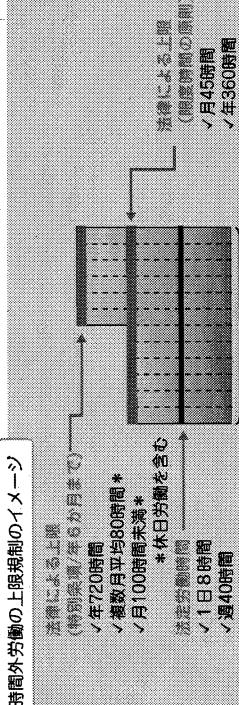
- 時間外労働・休日労働の上限について
 - 36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として月48時間・年360時間（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）です。
 - 臨時的な特別の事情がある場合で労使が合意する場合は、年6か月まで月45時間を超えることができますが、その場合は
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満としなければなりません。
 - なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内

としなければなりません。

- なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1月当たり80時間以内



時間外労働の上限規制のイメージ



1年間=12か月

Point 5 時間外労働等は、36協定の範囲内にしましょう

◆ 労働基準法第32条、第36条

時間外労働を行わせる場合には、Point4で締結した36協定の範囲内でなければなりません。

Point 1 休憩は確実に取得できるようになります

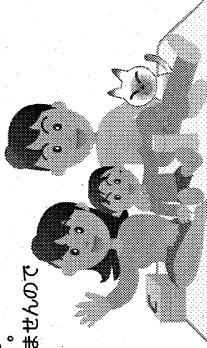
◆ 労働基準法第34条

- 労働時間が6時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩が、労働時間の途中に必要です。
- 休憩は、労働者の自由に利用させなければなりません。
- 特に、次のような例がみられることがありますから、夜間時間帯や利用者の食事時間帯においても、休憩が確実に取得できるよう徹底してください。
- 代替要員の不足等から夜勤時間帯の休憩が確保されていない例
- 正午～午後1時などの所定の休憩時間に利用者の食事介助等を行う必要が生じ、休憩が確保されていない例

Point 2 夜間労働者等の法定休日を確保しましょう

◆ 労働基準法第35条

- 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えるなければなりません。
- （4週間を通じ4日の休日を与えることも認められます。）
- この「休日」とは、単に連續24時間の休業を指すのではなく、原則として曆日（午前0時から午後12時までの）の休業をいいます。
- したがって、いわゆる「夜勤明け」の日は、法定休日には該当しませんので注意してください。



Point 3 フロット表の例と法定休日の考え方

例) 早出 6:00～15:00 遅出 14:00～23:00 夜勤 22:00～翌7:00 (休憩各1時間)

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
Aさん	早	早	早	運	早	運	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	
Bさん	運	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	夜	

青色の日については、午前0時から午後12時まで勤務しておらず、「法定休日」と評価することができます。
赤色の日については、午前0時まで勤務しておらず、「法定休日」と評価できません。

- Aさんのシフトは、月28日にに対してどちらも20日出勤であり、週40時間はクリアしていますが…
- Aさんのシフトは、法定休日も4週に4日以上あり、労働基準法上の問題はありません。
- Bさんのシフトは、法定休日と評価できる日が4週に2日しかなく、法定の日数を下回っています。
- Bさんのシフトについては、評議が必要です。

(5) 賃金について

① 労働時間に応じた賃金を、適正に支払いましょう

→ 労働基準法第24条

- 賃金は、いかなる労働時間についても支払わなければなりません。
- 労働時間に応じた賃金の算定を行う場合は、交替制勤務における引継ぎ時間、業務報告書の作成時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間も通算した時間数に応じた算定をしてください。※ I (3)Point 1(P.4)、II Point3(P.14) 参照

I (3)Point1(P.4)の引継ぎ時間、業務報告書等の作成時間、会議等の時間、研修時間等、II Point3 (P.14.15)の移動時間、待機時間等、介護サービスに直接従事した時間以外の労働時間

この労働時間に応じ賃金を算定

- また、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合には、休業手当を適正に支払わなければなりません。※ II Point 2 参照

② 時間外・深夜割増賃金を支払いましょう

→ 労働基準法第37条

- 時間外労働に対しては、25%以上(※)の割増賃金を支払わなければなりません。
- ※ 1か月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上です(中小企業については、2023年3月31日まで適用が猶予されています。)。
- 深夜業(午後10時から午前5時までの労働)に対しては、25%以上の割増賃金を支払わなければなりません。
- 休日労働に対しては、35%以上の割増賃金を支払わなければなりません。

③ 最低賃金以上の賃金を支払いましょう

→ 最低賃金法第4条

- 賃金は、地域別最低賃金以上の金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金は、産業や職種にかわりなく、都道府県内のすべての労働者に対して適用される最低金額として、都道府県ごとに定められています。

④ 支払う賃金と最低賃金との比較方法

時間によって定められた賃金 (時間給)	当該期間における 所定労働時間数 (日、週、月等に よって定められた 賃金)	法定賃金額 (時間給)
日、週、月等に よって定められた 賃金	所定労働時間数 (日、週、月等に よって定められた 賃金)	法定賃金額 (時間給)

(6) 年次有給休暇について

① 非正規雇用労働者にも年次有給休暇を付与しましよう → 労働基準法第39条

- 非正規雇用労働者も含め、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対しては、年次有給休暇を与えないわけなりません。

年次有給休暇の付与の要件	雇入日	6か月経過	年次有給休暇の付与
契約期間1か月	契約期間1か月	6か月以上勤務	6か月間継続勤務※と判断される場合
契約期間1か月	契約期間1か月	6か月以上勤務	6か月間継続勤務※と判断される場合
契約期間1か月	契約期間1か月	6か月以上勤務	6か月間継続勤務※と判断される場合

※ 所定労働日数が少ない労働者に対しても、所定労働日数に応じた年次有給休暇を与える必要があります。

② 年次有給休暇の日数

年次有給休暇の日数		
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数※
30時間以上	6か月	6か月
30時間未満	5日以上	10日
30時間未満	5日以上	11日
30時間未満	5日以上	12日
30時間未満	5日以上	13日
30時間未満	5日以上	14日
30時間未満	5日以上	15日
30時間未満	5日以上	16日
30時間未満	5日以上	18日
30時間未満	5日以上	20日

※ 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

③ 予定されている今後1年間の所定労働日数を算出した場合の取扱い

- 年次有給休暇が比例付与される日数は、原則として基準日(年次有給休暇付与日)において予定されている今後1年間の所定労働日数に応じた日数です。
- ただし、予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとします。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与されることとする年次有給休暇の日数については、過去6か月の労働日数の実績を2倍したものと「1年間の所定労働日数」とみなして判断して差し支えありません。

- 労使協定により、年次有給休暇について、5日の範囲内で時間を単位として与えることができます。
- 法定の年次有給休暇が10日以上付与される労働者には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとします。したがって、例えば、雇入れの日から起算して6か月経過後に付与された労働者には、労働監督者や有期雇用労働者も含まれます。)
- 労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、5年間(当分の間は3年間)保存する必要があります。

Point ② 年次有給休暇の取得を抑制する不利益取扱いはしないようにしましょう

- 年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他の不利益な取扱いをしてはいけません。
- 例えば、精勤勤手当や賞与の額の算定に際して、年次有給休暇を取得した日を欠勤として取り扱うことには、不利益取扱いとして禁止されます。

(7) 解雇・雇止めについて

Point ① 解雇・雇止めを行う場合は、予告等の手続を取りましょう

- 解雇までの日数
30日前 → 20日前 → 10日前 → 解雇日
予告 → 予告 → 予告なし → なし
- 10日分 → 20日分 → 30日分 × 平均賃金
- 有期労働契約※を更新しない場合には、少なくとも30日前までの予告が必要です。
※ 3回以上更新されているか、1年以上を超えて継続して雇用されている労働者に係るものに限り、あらかじめ更新しない旨明示されている場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、使用者が雇止めを請求する場合、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」は、雇止めが認められません。従来ど同一の労働条件で、有期労働契約が更新されますが、労働者から請求があった場合には、解雇・雇止めの理由等について、証明書を交付する必要があります。
- 「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」
（平成15年厚生労働省告示第357号）について
- 有期労働契約により一定期間雇用を繼續したものからはずす、突然、契約更新をせずに期間満了をもつて退職させるなどの、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るために、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が講すべき措置について定めたものです。

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」
（平成15年厚生労働省告示第357号）について

有期労働契約については、契約更新の繰り返しにより一定期間雇用を繼續したものからはずす、突然、契約更新をせずに期間満了をもつて退職させるなどの、いわゆる「雇止め」をめぐるトラブルが大きな問題となっています。この基準は、このようなトラブルの防止を図るために、労働基準法第14条第2項に基づき、使用者が講すべき措置について定めたものです。

Point ② 解雇について労働契約法の規定を守りましょう

- 期間の定めのない労働契約の場合
 - 労働契約法の規定により、権利の濫用に当たる解雇は無効となります。
 - 期間の定めのある労働契約（有期労働契約）の場合
 - 労働者と有期労働契約を締結している場合には、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に解雇することはできません。期間の定めのない労働契約の場合よりも、解雇の有効性は厳しく判断されます。

(8) 労働者名簿、賃金台帳について

Point ① 労働者名簿、賃金台帳を作成、保存しましょう

- 労働者の労務管理を適切に行うため、労働者名簿を作成し、労働者の氏名、労働者の年月日、退職の年月日及びその事由等を記入しなければなりません。
- また、賃金台帳を作成し、労働者の氏名、労働日数、労働時間数、時薪外労働時間数、基本給等を賃金の支払の都度記入することなく記入しなければなりません。
- これらは労働関係に関する重要な書類ですので、それぞれ5年間（当分の間は3年間）保存してください。

賃金台帳	
記載事項	内容
記載事項	労働者の氏名、 雇入れの年月日、 退職の年月日及びその事由 等
保存期間	労働者の退職等の日から5年間 (当分の間は3年間)

Point ② 安全衛生の確保について

- 衛生管理体制を整備しましょう
- 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、衛生管理者や産業医を選任し、また、衛生委員会を設置する必要があります。
- 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場は、衛生推進者を選任する必要があります。
- これらの衛生管理体制を整備し、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進、労働災害の防止などを図りましょう。

Point ② 健康診断を確実に実施しましょう

- 定期的労働契約又は有期労働契約第3条、第44条、第45条、第51条の2ほか
- 非正規労働者も含め、常時使用する労働者に対しては、定期的労働契約又は有期労働契約第66条、第66条の4、労働安全衛生規則第3条、第44条、第45条、第51条の2ほか
- 定期的労働診断を実施しなければなりません。
- 定期的労働診断を実施しても、下記①②のいずれにも該当する場合は「常時使用する労働者」として健康診断が必要です。
 - 雇入れの際
6ヶ月以内ごとに1回 ※
 - 深夜業等の特定業務に常時從事する者については、
 - 1年以内ごとに1回 ※
 - 6ヶ月以内ごとに1回 ※
- ① 期間の定めのない労働契約又は期間1年以上の有期労働契約により使用される者、契約更新により
- ② 過の労働時間数が、通常の労働者の過の労働時間数の4分の3以上である者
- なお、健康診断の実施は法で定められたものですので、その実施に要した費用については、事業者が負担すべきものです。
- 健康診断の結果で異常の所見があると診断された労働者については、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聽かなければなりません。

(10) 労働保険について

③ ストレスチェックを実施しよう

■ 労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9ほか

- ・常時50人以上の労働者を使用する事業場では、常時使用する労働者に対し、1年内に1回、定期にストレスチェックを実施する必要があります。
- ・ストレスチェックの結果、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合は、医師に依頼して面接指導を実施し、その医師の意見を聞き、必要な措置を講じる必要があります。
- ・ストレスチェックの実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析してもらい、その結果を踏まえて、労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じましょう。

④ 過重労働による健康障害を防止しましょう

- 過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置、労働安全衛生法第66条の8ほか
- ・「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置」に基づき、過重労働による健康障害防止措置を講じてください。

【過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置】

(平成18年3月17日付け基準第0317008号、令和2年4月改正)の主な内容

- ・時間外・休日労働の削減
- 36協定は、限度基準(3)Point4参照)に適合したものとしてください。
- 月45時間を超える労働が可能な場合にも実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めてください。
- ・労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 時間外・休日労働が80時間を超えて労働の蓄積が認められる(申出をした)労働者などに対し、医師による面接指導等を実施してください。

⑤ 労働災害の防止に努めましょう

- ・労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、常に労働災害の防止に努めましょう。特に、災害が多く発している腰痛災害や転倒災害の防止に取り組んでください。
- ・以下のガイドライン等を踏まえた災害防止対策を講じてください。
 - 社会福祉施設における安全衛生对策～腰痛対策・K-Y活動～
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075093.html>)
 - 職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html)
 - 看護・介護作業による腰痛を予防しましょう
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110454_00003.html)
 - 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>)
 - STOP転倒災害プロジェクト
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)
 - ノロウイルスに関するQ & A
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jyou/shokuhin/syukuchu/kamen/yobou/040204-1.html)
- ・労働者に対しては、雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を実施しなければなりません。安全衛生教育の実施に当たっては、業務の実態を踏まえ、上記災害の原因、その防止等に関する項目を盛り込むよう配意しましょう。

II 訪問介護労働者に関する事例

① 訪問介護労働者と労働基準法

このパンフレットでいう「訪問介護労働者」は、訪問介護事業に従事する訪問介護員又は介護支援士・老人・障害者等の居宅において、入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に従事する労働者を指します。

事業場の中では、これらの方に直接型などの呼称が用いられています。委託、委任、あるいは登録型などの呼称がある場合でも、労働者に該当する場合でも、労働者については使用者の指揮監督等の実態に即し総合的に判断され、労働者に該当する場合には労働基準法が適用されます。なお、介護保険法に基づく訪問介護員等については、一般的には使用者の指揮監督の下にあること等から、労働基準法第9条の労働者に該当するものと考えられます。

「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（平成16年8月27日付け基発第0827001号）について訪問介護労働者については、その多くが通常単独で利用者宅を訪問して介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮しその勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があることなどから、賞金、労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況が明らかにされたため、厚生労働省においては、平成16年に標記の通達を発出し、訪問介護労働者に係る労働基準法等関係法令の適用について取りまとめたところです。（参考資料1（P.16）参照）

この通達の内容はこのパンフレットにも盛り込まれていますが、そのうち移動時間の取扱い（Point3（P.14）参照）等については、現在もなお一部に問題が認められるところです。

訪問介護に携わる者様には、このパンフレットをご活用いただき、訪問介護労働者の法定労働条件を適正に確保されるようお願いします。

Point ① 訪問介護労働者にも就業規則を周知しましょう ➤ 労働基準法第106条

就業規則は労働者に周知する必要がありますが（1（2）Point 3（P.3）参照）事業場に赴く機会の少ない訪問介護労働者については、書面を交付することによる方法で周知することが望ましいものです。

Point ② 休業手当を適正に支払いましょう ➤ 労働基準法第26条

使用者の責に帰すべき事由により、労働者が休業させた場合には、使用者は休業手当として平均賃金の100分の60以上を支払わなければなりません。※ 1（5）Point 1（P.7）参照

使用者からのキャンセル、利用時間等の変更を理由として労働者を休業させる場合には、他の利用者宅での勤務等、その労働者に代替業務を行わせる可能性等を含めて判断し、使用者として行うべき最善の努力を尽くしたと認められない場合には、休業手当の支払が必要です。

利用者からの介護サービスのキャンセル 利用者からの介護サービスの日程変更など

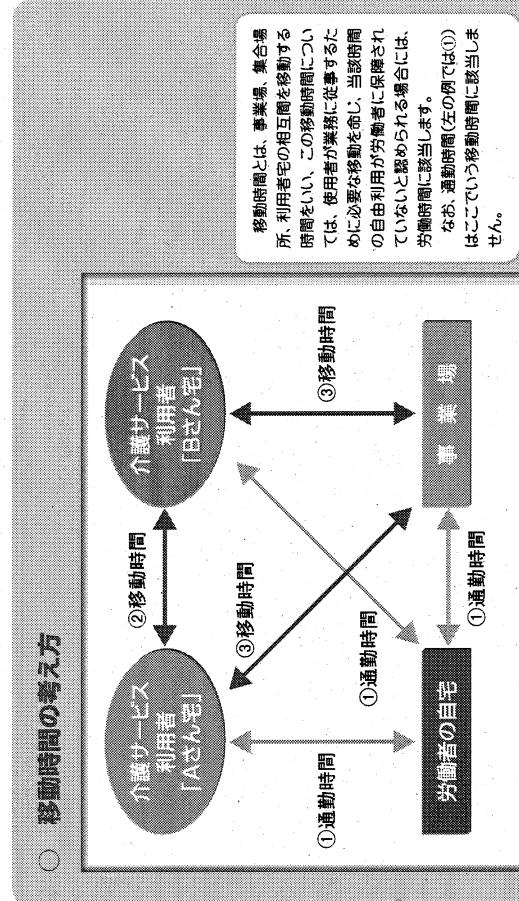
使用者の責に帰すべき事由に該する場合

このケースでは、Aさん宅での介護サービス開始時刻から、Bさん宅での介護サービス終了時刻までの時間のうち、休憩時間を除いたものが労働時間となります。

③ 移動時間として労働時間として適正に把握しましょう ➤ 労働基準法第33条ほか

労働時間とは、使用者の指揮監督の下にある時間といい、介護サービスを提供している時間に限るものではありません。

移動時間、待機時間等についても、以下のようないふ場合には労働時間に該当し、使用者は適正にこれを把握、管理する必要があります。※ 1（3）Point 1（P.4）参照



具体的には、指揮監督の実態により判断するものであり、例えば②又は③の移動時間であって、その時間が通常の移動に要する時間程度である場合には、労働時間に該当します。
例えば②又は③の移動時間の例では①（Aさん宅→Bさん宅→Aさん宅）はここでいう移動時間に該当しません。

ケースA

労働時間(休憩時間を除く)	
自宅からAさん宅へ直行	Aさん宅で介護サービス
事業場へ移動	事業場へ移動
休憩時間	休憩時間
勤務時間	勤務時間
自宅へ直帰	自宅へ直帰

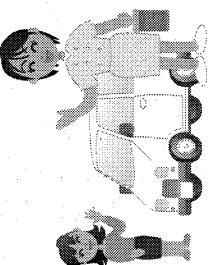


参考資料 1

訪問介護労働者の法定労働条件の確保について

平成16年8月27日付け基発第0827001号

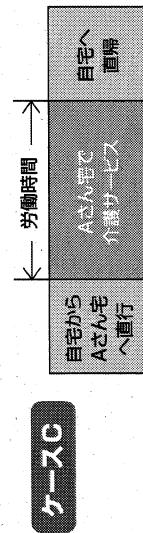
このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の(空き時間)については、その時間には労働に服する必要がなく、労働時間として取り扱う必要はありません(Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間として取り扱う必要があります)。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。

C1 訪問介護の業務に従事した時間に対して支払った賃金額は、賃金額が異なつてもよいですか。

A1 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することになります。



C2 訪問介護の業務に直接従事した時間に対する賃金額と、移動時間に対する賃金額は、賃金額が異なつてもよいですか。

A2 移動時間も含めた労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した時間を見積りながら、移動時間に対する賃金額を算定する必要があります。

当社A事業場では、過去3ヶ月間にわたり移動時間を把握した結果、特別の事情がない限り1回当たりの移動時間が5分を上回らないことが判明しました。そこで、A事業場においては、移動時間15分に相当する賃金を支払うこととしたところ、15分を超えた場合には、超過した時間分の賃金を追加して支払うことと検討していますが、可能ですか。

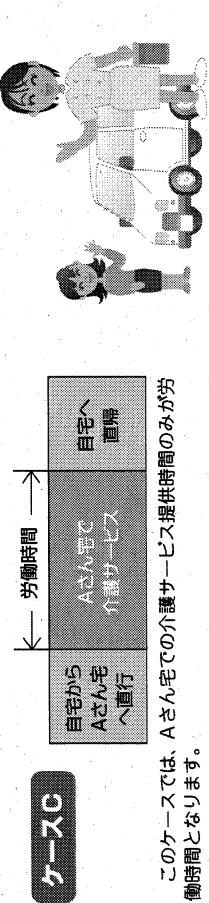
移動時間を含めた労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した労働時間に基づき算定するのが基本となります。したがって、使用者が、業務に従事するための労働時間に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制を取り入れても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

待機時間の考え方

待機時間については、使用者が怠な需要等に対応するために事業場等において待機を命じた際の時間に該当します。利用が労働者に保障されないと認められる場合には、労働時間に該当するものであることを。

ケースB	自宅からAさん宅へ直行	Aさん宅へ到着する時間	空き時間	Bさん宅へ到着する時間	自宅へ直帰
→ 労働時間					→ 労働時間

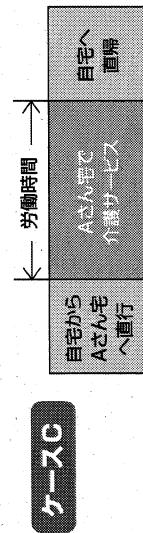
このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間、Bさん宅への移動時間及びBさん宅での介護サービス提供時間が労働時間となります。移動時間はBさん宅への移動に要した時間であり、それ以外の(空き時間)については、その時間には労働に服する必要がなく、労働時間として取り扱う必要はありません(Aさん宅での介護サービス終了時刻からBさん宅での介護サービス開始時刻までの時間として取り扱う必要があります)。



このケースでは、Aさん宅での介護サービス提供時間のみが労働時間となります。

C1 訪問介護の業務に直接従事した時間に対する賃金額は、賃金額が異なつてもよいですか。

A1 訪問介護の業務に直接従事する時間と、それ以外の業務に従事する時間の賃金水準については、最低賃金額を下回らない範囲であれば、労使の話し合いによって決定することになります。



C2 訪問介護の業務に直接従事した時間に対する賃金額と、移動時間に対する賃金額は、賃金額が異なつてもよいですか。

A2 移動時間も含めた労働時間を適切に管理することは使用者の責務であり、移動に要した労働時間に基づき算定するのが基本となります。したがって、使用者が、業務に従事するための労働時間に不利益とはなりませんので、可能と考えられます。この場合、雇入通知書や就業規則でその旨を明示する必要があります。なお、定額制を取り入れても労働時間の把握は必要であるとともに、超過分を支払わないことは賃金の一部不払となることに留意してください。

訪問介護事業においては、介護保険法(平成9年法律第123号)の施行以来事業場数が増加する中で、同事業に使用される労働者の多くが通常単独で利用者宅を訪問し介護に従事するため、使用者が労働者を直接に指揮・その勤務状況を把握する機会が限られるなどの勤務実態があること、また、事業開始後間もないため、労働時間等に関する理解が必要とも十分ではない事業場が少なくないことから、賃金・労働時間等に係る法定労働条件が適正に確保されていない状況がみられるところである。

このような状況を踏まえ、今般、訪問介護労働者に係る労働基準法等労働条件の適用について、下記のとおり取りまとめたところである。

については、監督指導時はもとより、関係行政機関と連携・協力の上、別途送付する周知用資料を活用して、関係事業者団体への周知、団体指導の実施等により、この内容を徹底し、訪問介護労働者の法定労働条件の確保に遺憾なきを期された。

記

1 定義等

(1)本通達における訪問介護労働者の定義
本通達における訪問介護労働者は、訪問介護事業に使用される労働者であって、介護保険法に定める訪問介護員若しくは介護福祉士(以下「訪問介護労働者」といふ)、又は、老人・障害者等の居宅において、入浴・食事等の介護やその他の日常生活上の世話を手がける労働者(以下「介護保険法の適用にかかるかわらざるもの」)である。(訪問介護労働者の居宅を「訪問介護事業」参照。)に従事するものとする。したがって、介護保険法の適用にかかるかわらざるものとの区別は、労働時間の計算においては、労働者に該当するかどうかについて、は、使用者の指揮監督等の実態に則し総合的に判断すること。

(2)訪問介護労働者の勤務形態
訪問介護労働者については、①正社員、嘱託社員等の名称にかかわらず、当該事業場で定める所定労働時間に勤務する労働者、②短時間労働者であつて、労働日及び労働時間に特定期的に定められたる労働者(以下「非定期的パートタイムヘルパー」といふ)、③短時間労働時間が一定期間につづけて或時々従事する労働者(以下「非定期的ハーフタイムヘルパー」といふ)。(4)短時間労働者であつて、急な需要が生じた場合にのみ臨時に雇入れられる労働者など、種々の勤務形態のものがみられる。これらの中の、非定期的パートタイムヘルパーは、訪問介護労働者の多様を占めており、利用者からの訪問介護サービスの支払、賃金の算定等に際して、労働基準法等関係法令上の問題点が多くみられるること。

2 訪問介護労働者の法定労働条件の確保上の問題点及びこれに開通する法令の適用

(1)労働条件の明示
訪問介護事業においては、訪問介護労働者の雇入れ時に労働条件の明示がなされないことやその明示内容が不十分であるなどにより、労働条件の内容を誤認する場合も認められるところであるが、労働条件の明示に当たっては以下の事項に特に留意が必要あること。
ア 労働契約の期間
非定期的パートタイムヘルパー等については、労働日と次の労働日間に相当の期間が生じることがあるが、当該期間も労働契約が継続しているのかが不明確に労働契約の定めが有無並に期間の定めがある場合もあれば、この場合に労働契約を更新する必要があること(法第15条第1項、労働基準法施行規則(以下「規則」という。)第5条第1項第1号及び第2号、同条第3項)。

(2)労働時間及びその把握
訪問介護事業においては、その都度改めて労働条件を明示することはないが、それは、その都度改めて労働条件を明示すること。
イ 業務の場所及び従事すべき業務等
明示しなければならない労働条件のうち、就業の場所及び従事すべき業務(規則第5条第1項第1号の3)、労働日並びにその始業及び終業の時刻、休憩時間(以下「労働日及びその労働時間」といふ)については、労働日と次の労働日間に相当の期間が生じることがあるが、当該期間も労働契約上の労働条件名を明確にし、契約終了時点での労働時間ごとの間に開通するべき考え方を示した上で、当該労働者に適用される就業規則上の労働条件名を明確にし、契約終了時点での労働時間表示を示すことで足りること。

(3)労働時間及びその把握
訪問介護事業においては、非定期的パートタイムヘルパー等が訪問介護の業務に直接従事する時間以外の時間を労働時間としているものには、過誤正しくこれを把握する必要があること(法第32条)。
ア 移動時間
移動時間とは、事業場、集合場所、利用者宅の相互間を移動する時間といい、この移動時間については、使用者が、業務に従事するために必要な移動時間を、当該時間の自由利用が労働者に保護されていないと認められる場合は、労働時間に該当するものであること。
具体的には、使用者の指揮監督の実態に依頼するものであつて、使用者が、業務に従事する時間である場合、事業場から労働者宅への移動に要した時間や労働者宅への移動に要する時間程度である場合には労働時間に該当するものと見えられること。

イ 業務報告書等を作成する時間については、その作成が介護保険制度や業務規定期等に付する業務に該当するものであることを。
具体的には、つき、事業場や利用者宅等において作成している場合には、労働時間に該当するものであることを。

介護労働者を使用する事業場への支援策内

介護労働者の雇用管理について相談する

(公財)介護労働安定センターで、介護労働者の雇用管理についての相談をお聞きしています。

●相談内容：「処遇改善」、「キャリアパスの構築」、「効果的研修の実施」、「夜間勤務の改善」など、介護労働者の雇用管理について

問い合わせ先：(公財)介護労働安定センター各支部所
<http://www.kaiigo-center.or.jp/shibu/list.html>

介護労働者や安全衛生に関する会議を開催する

事業場における適正な職場環境の形成に向け、労務管理や安全衛生管理などについて、
説明会の開催や専門家の派遣による支援を無料で行う事業です。

(委託事業名) 就業環境整備・改善支援事業

●実施内容：「説明会の開催」「専門家の派遣による支援」

※労務管理等一般に関する内容であり、介護に特化したものではありません。

お問い合わせ先など詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。

就業環境整備・改善支援事業

介護福祉機器の導入や雇用制度の整備を行う

人材定着のために雇用環境の整備を行なう介護事業主へ助成金を支給します。

●介護労働者の身体的負担の軽減につながる機器を導入し、離職率の低下に取り組んだ場合

→ 人材確保等支援助成金(介護福祉機器助成コース)

●雇用管理制度の導入・実施を通じて離職率の低下に取り組んだ場合

→ 人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)

詳細はこちら：人材確保等支援助成金のご案内

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

介護労働者の高齢者に対する支援を行う

働く高齢者を対象として職場環境を改善するため、身体機能の低下を補う設備・装置の導入などの対策に要した費用を補助対象とします。

(補助金名) エイジフレンドリー補助金

●対象事業者：中小企業事業者
●補助金額：要した経費の1／2（上限100万円）
●補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費（介護におけるリフト、スライディングシート等の導入、移乗支援機器等の活用など）

●補助事業の詳細はHPをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

そのほかの介護労働者を使用する事業場への支援策は厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 介護労働者の雇用

- ※ 以上のはかは、当社就業規則による。
- ※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律)第6条に基づく文書の交付を兼ねるものであること。
- ※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

賃金	1 基本賃金	月給()円、口日給()円	手当()円	時給()円	手当()円	基本単価()円	保障給()円
		手当()円	手当()円	手当()円	手当()円	手当()円	手当()円
2 諸手当の額又は計算方法	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	口()	口()	口()	口()	口()	口()	口()
3 所定時間外、休日又は深夜夜勤に対する支払われる割増賃金率	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
4 所定時間外、法定超月60時間以内()% 月60時間超()%	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
5 賃金支払日() 6 賃金の支払方法()	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
7 労使協定に基づく賃金支払時の控除(無()、有()、無()、無())	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
8 職給() 9 審与() 10 退職金()	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
退職に関する事項	1 定年制() 2 継続雇用制度() 3 自己都合退職の手続き(退職する日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円	イ 手当()円
その他	○詳細は、就業規則第1条～第4条、第15条～第18条	社会保険の加入状況() ・雇用保険の適用(有()、無()) ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 ・その他	厚生年金 ・健康保険 厚生年金基金 其他() ・連絡先	・具体的に適用される就業規則名()	・具体的に適用される就業規則名()	・具体的に適用される就業規則名()	・具体的に適用される就業規則名()
	15	16	17	18	19	20	21

最低賃金制度って何？

働くすべての人々に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方に違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金を該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでください。（※2）	
1 時給の場合	最低賃金額（時間額）
2 日給の場合	1日の平均所定労働時間 ÷ 時間 = 最低賃金額（時間額）
3 月給の場合	1か月の平均所定労働時間 ÷ 時間 = 最低賃金額（時間額）

- （※1）最低賃金額との比較について、次の賃金は算入しません。
①賃金に支払われる賃金（賃料手当など）②支給される賞金（賞賛など）③所定労働時間による賃金（時外手当賃金など）④所定労働時間に支払われる賃金（日勤手当など）⑤支給される賞金（賞賛など）⑥賃金に支払われる賃金（日勤手当など）⑦賃金に支払われる賃金（日勤手当など）⑧賃金に支払われる賃金（日勤手当など）
（※2）評議会方法や、多賃給の場合は、最高の労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

引き続き
[時間額]

9664円

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを実現する助成金を
申請する場合の
申請方法



「働き方改革推進支援センター」にご相談ください。

最低賃金に関するお問い合わせ：
<http://www3.saitama-u.ac.jp/jipsonline/odukudouyoku/>

大阪府労働局へお問い合わせ：
<https://jipsonline.odukudouyoku.pref.osaka.lg.jp/>

厚生労働省
劳动政策局へお問い合わせ：
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/00001.html>



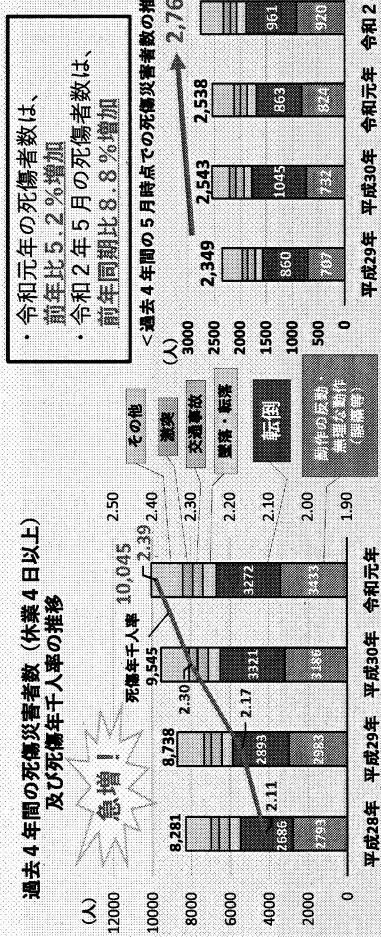
パート・アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

社会福祉施設で働くみなさま 労働災害が増えていきます

みんなさんの職場は安全でしょうか？

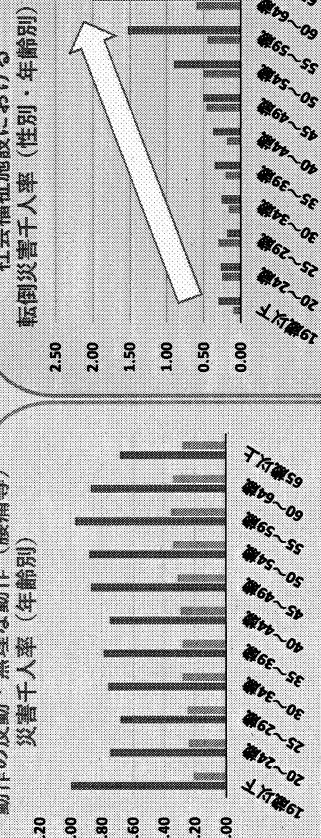
労働災害の現状

近年、労働災害全体の件数は減少傾向にありますが、社会福祉施設においてはまだ増加傾向にあります



災害の原因是「転倒」「動作の反動・無理な動作（腰痛等）」が半数以上！
その他は「墜落・転落」、「交通事故（道路）」、「激突」等も

動作の反動・無理な動作（腰痛等）



○他産業と比較して全世代で高い
○19歳以下では他の産業の約5倍！

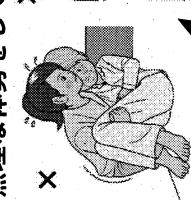
社会福祉施設で昨年10,000人以上が労働災害にあっています
今一度、安全衛生対策を見直しましょう！（裏面へ）

職場に取り入れましょう！ ～労働災害対策事例～

労働災害の危険性は、日々の作業に潜んでいます
新規入職者はもちろん、経験年数が多い方も日頃の作業方法を見直しましょう

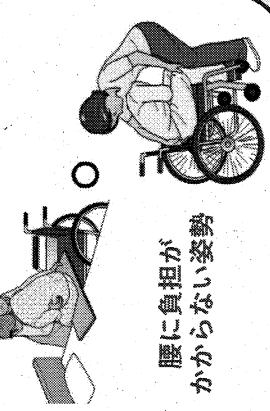
腰痛予防

無理な体勢をしていませんか？



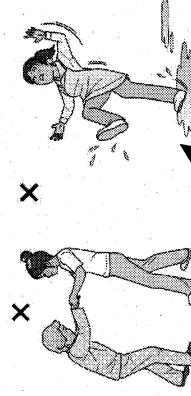
・腰に負担が
かかる間に
腰に負担が
かかる

○スライディングボードや リフトの使用



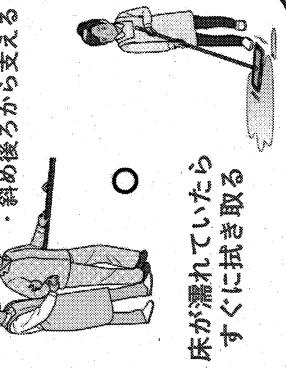
腰に負担が
からない姿勢

転倒予防



床が濡れていたら
すぐに拭き取る

歩き方を工夫する



・前を向く
・斜め後ろから支える

ぜひご活用ください

【職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル】
(https://www.mhlw.go.jp/stf/11300000/mieruka.pdf)

【高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン】
(エイジフレンドリーガイドライン)
(https://www.mhlw.go.jp/stf/11300000/000623027.pdf)

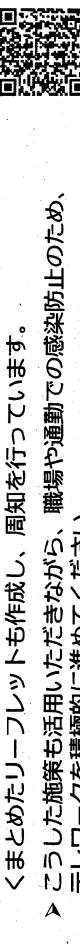
職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため 職場の5つのポイント～を確認～

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まずは次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

テレワークの積極的な活用について

- ▶ 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- ▶ さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- ▶ こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。



- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まずは次に示す～取組の5つのポイント～を確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の実践例ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」にご相談ください。

取組の5つのポイント～

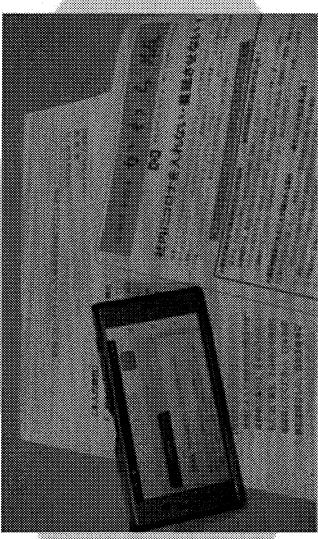
実施できていれば□

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 休職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳工チケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

- ▶ スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションを図るようにしました。

- ▶ WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。

(製造業)

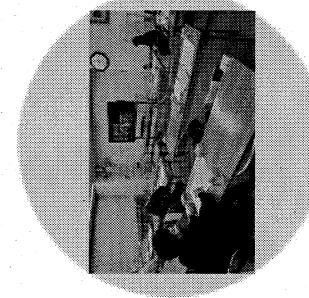


新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の実践例

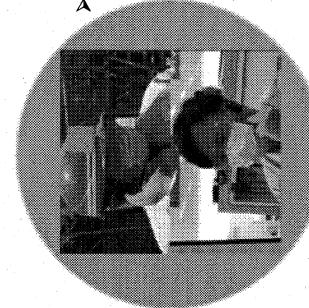
- ▶ 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有しました。
- ① 感染リスクのある社員の自己待機
- ② 濃厚接触者の把握
- ③ 消毒
- ④ 関係先への通知など



ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



ITを活用した対策（建設業）



ITを活用した対策（建設業）

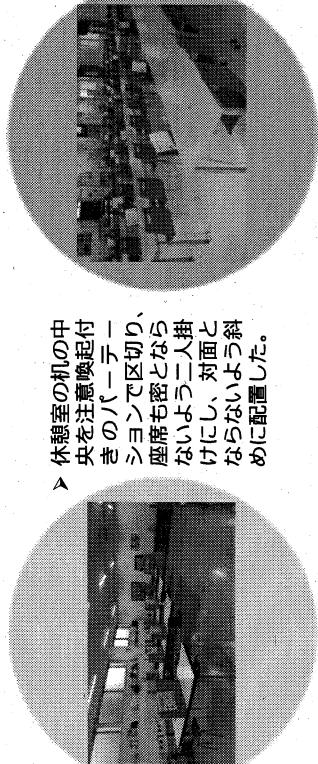
- ▶ WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。

職場における感染防止対策の実例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



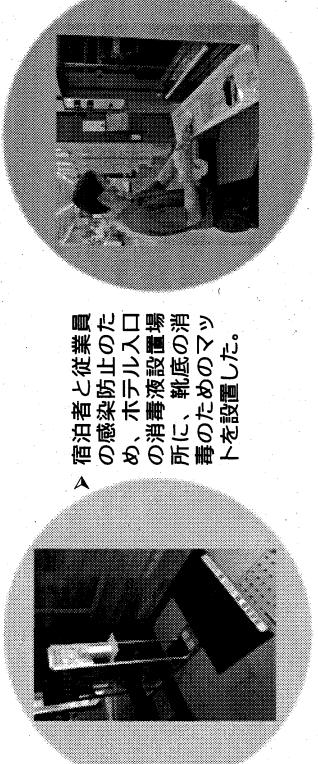
- 休憩室の机の中央を注意換起付のパーテーションで区切り、座席も密どならぬよう二人掛けにし、対面とならないよう二段配置した。

- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルのみ使用可とした。

また、混雑緩和のために、床休みを時差でとるようにした。

1 ○ 感染防止のための基本的対策 入館時の手指等の消毒（宿泊業）

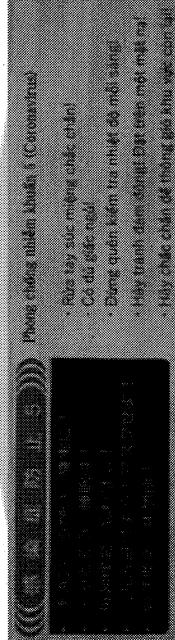
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能な機械のスイッチ類を定期的に消毒するこを徹底した。

- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のマットを設置した。

○ その他の取り組み 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国语で翻訳したものを作成し、周知徹底を図った。

▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を効率で検討していただくことを目的としたものです。

- 職場での対策が不十分な場合やどのようないふたつを参考してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないうちのがあるかもしません。すべての項目が「はい」「にならないかう」といつて、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者ヒ労働者）がすぐにできることを確実に継続して、施設職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 職場における取り扱いを大切です。

項目	はい	いいえ
1 会場下控げのための休憩	事業者の休憩室・飲食店・物販店などの休憩室が会場下に設置されている。	はい いいえ
2 会場内休憩室の有無	休憩室を有する者がいる。	はい いいえ
3 会場内休憩室の構造	会場内休憩室の構造が作られており、休憩室自体が開けている。	はい いいえ
4 会場内休憩室の設備	休憩室の内装・設備が整っている。	はい いいえ
5 会場内休憩室の運営	休憩室の運営が会場の運営組織によって運営されている。	はい いいえ
6 会場外休憩室の有無	会場外休憩室がある場合は、休憩室を有する組織による運営を行っている。	はい いいえ
7 会場外休憩室の構造	会場外休憩室の構造が作られており、休憩室自体が開けている。	はい いいえ
8 会場外休憩室の設備	休憩室の内装・設備が整っている。	はい いいえ
9 会場外休憩室の運営	休憩室の運営が会場の運営組織によって運営されている。	はい いいえ
10 会場内休憩室の運営	休憩室の運営が会場の運営組織によって運営されている。	はい いいえ
11 会場外休憩室の運営	休憩室の運営が会場の運営組織によって運営されている。	はい いいえ
12 休憩室の利用料金	休憩室の運営組織が休憩室の利用料金を定めている。	はい いいえ
13 休憩室の運営組織	休憩室の運営組織の名称（会社名）を記載している。	はい いいえ
14 休憩室の連絡手段	休憩室の運営組織への連絡手段（電話番号など）を記載している。	はい いいえ
15 休憩室の連絡手段	休憩室の運営組織への連絡手段（電話番号など）を記載している。	はい いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



提出時間	会期（日）	会期（月）	会期（年）	提出時間	
北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-624-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	095-801-0032
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-32-7176
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-268-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
<学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター>